このため、全ての地方自治体において、統一的な基準[19]による財務書類等を作成・公表する必要がある。また、管理会計的な観点から、施設別・事業別のセグメント分析等を実施して予算編成等に活用し、地方自治体の限られた財源を「賢く使うこと」も必要である。

国においては、統一的な基準による財務書類等が地方自治体における標準装備のマネジメント・ツールとして可能な限り早期に整備されるよう、地方共同法人の活用も視野に入れた共通システムの一括整備など、地方自治体の事務負担や財政負担を軽減するために必要な措置を講じるべきである。

⑵　公共施設等の総合的な管理の推進

過去に建設された公共施設等が、これから大量に更新時期を迎える。しかし、地方自治体は厳しい財政状況にあるほか、人口減少・少子高齢化等により、今後の公共施設等の利用需要が変化することが見込まれる。

このため、地方自治体は、頻発する大規模災害への備えや人口減少社会における公共サービスの安定供給も念頭に、地域住民と十分な議論を行うとともに、近隣の地方自治体との連携や国公有財産全体の有効活用など、幅広い検討を行いながら、公共施設等総合管理計画[20]の策定を一層推進する必要がある。

国においては、このような地方自治体の取組を支援するため、公共施設等総合管理計画の策定に係る特別交付税措置や公共施設等総合管理計画に基づく解体撤去事業への地方債の充当を継続する必要がある。さらに、人口減少・少子高齢化を踏まえ公共施設の最適配置を進める中で、統廃合や転用が大きな課題となることから、これらを促進するための財政措置を講じるべきである。

⑶　地方財政の健全化と地方債制度の見直し

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成21年の全面施行から５年が経過しており、地方自治体の財政健全化指標は、一定の改善が見られる一方、異なる会計間での単年度貸付金について年度末に翌年度の貸付金を財源として返済する赤字処理や公有地信託に伴う地方自治体債務の発生などの新たな課題も生じている。こうしたことから、この間の財政健全化の状況を検証するとともに、新たな課題への対応について検討する必要がある。また、地方自治体が他団体との比較も含め、自らの財政状況をより的確に把握し、継続して財政健全化に取り組むことができるよう、決算統計、地方財政健全化法、公会計それぞれの指標を組み合わせることにより一層わかりやすい財政情報の開示方法の検討も必要である。

また、地方債については、平成24年度から届出制度が導入されており、地方自治体の主体的・機動的な資金調達に貢献しているところである。今後、届出制度の運用状況も踏まえつつ、地方債の発行に関する国の関与の在り方について、地方自治体の自主性・自立性を高める観点、地方債についての市場の信認やリスク・ウェイトがゼロという現行の位置づけが維持されるという観点から、必要な見直しを進めていくべきである。

⑷　公営企業会計の適用拡大の推進

インフラの大量更新時代を迎える公営企業において、施設の管理や計画的な更新等に適切に対応し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むためには、自らの損益・資産等を正確に把握することが必要となる。このため、現在官庁会計方式で運営されている公営企業について、地方公営企業法の財務規定等を適用（公営企業会計を適用）することが重要である。特に、簡易水道事業及び下水道事業については、資産の規模が大きく、住民生活に密着したサービスを提供することなどから、一定規模以上の団体を重点として、公営企業会計の適用を推進すべきである。

⑸　地方債資金の確保

地方債資金については、地方自治体が地域の活性化に積極的に取り組むことができるよう、長期かつ低利の資金を提供するため、所要の公的資金を確保すべきである。

特に、臨時財政対策債については、本来、地方交付税の法定率の引上げで対応すべき地方の財源不足を補うための制度として創設されているものであるため、地方の財源保障の観点から、その資金調達に当たっては国が責任を持って一定の資金を確保する必要がある。

また、財政力の弱い地方自治体が円滑に資金調達できるよう、地方自治体の共同調達機関である地方公共団体金融機構の財務基盤の充実及び貸付規模の確保を図るべきである。

公営競技納付金制度[21]は、地方公共団体金融機構の重要な財務基盤であり、納付金を原資とする健全化基金の運用益を活用した低利貸付が財政状況の厳しい地方自治体にとって必要不可欠なものとなっていることに鑑みて、平成28年度以降においてもその延長を図るべきである。

７．地方公営企業、第三セクター等の経営健全化

⑴　公営企業の経営改革

公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則とする一方で、住民生活の維持、向上のために必要な社会資本を整備し、サービスを提供するという公的役割を担っている。

近年、人口減少等による料金収入の減少、高度成長期以降に急速に整備されたインフラの大量更新期の到来等により、公営企業を取り巻く経営環境は急速に厳しさを増しつつある。

このような状況の中で、公営企業が地域において住民生活を営むために必要なサービスの提供を安定的に継続するためには、中長期的な視野に立った経営計画（経営戦略）を策定し、投資のあり方の見直しや必要な財源の確保をはじめとする施設・財務・組織・人材等の経営基盤の強化に取り組むことが必要である[22]。

⑵　公立病院改革

医療介護総合確保推進法[23]が制定され、都道府県が地域の医療提供体制の将来のあるべき姿を地域医療構想[24]で示すこととされていることから、この実現への取組と整合性をとりながら、公立病院改革を引き続き推進する必要がある。

また、同法の制定により都道府県は、地域の医療提供体制の確保について、これまで以上の責任を有することとなるため、市町村の公立病院改革にも積極的に関与すべきである。

国は、これを踏まえ新たな公立病院改革ガイドラインの策定を行う必要がある。一方で、医師・看護師不足が深刻化するなど、公立病院にとって厳しい経営環境が継続しており、地域医療を確保する観点から、所要の地方財政措置が必要である。

⑶　第三セクター等の経営健全化の推進

第三セクター及び地方公社は、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っているが、経営が著しく悪化した場合には、地方自治体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。このため、国においては平成21年度から平成25年度までの間、第三セクター等について、存廃を含む抜本的改革に集中的に取り組むことを推進し、全国的には相当程度の成果をあげたところである[25]。

一方で、今後とも地方自治体は、関係を有する第三セクター等について自らの判断と責任による不断の効率化・経営健全化に取り組むことが必要である。特に、財政的なリスクが潜在的に極めて高い水準に達している地方自治体等にあっては、当該第三セクター等の抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことが求められる。

また、現下の社会経済情勢を踏まえれば、公共部門においても民間の資金やノウハウを積極的に活用することが求められており、第三セクター等はその経営が健全に行われている場合には、有力な手法の１つとなるものである。あわせて、圏域を越えた活動が可能であるなどの長所を有している。

このため、第三セクター等について、効率化・経営健全化と地域活性化への適切な活用とを両立させることが求められており、地方自治体は、第三セクター等が果たすべき役割について不断の検討を行いつつ、適切な関与を怠らないようにすることが必要である[26]。